

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

医薬第4143号

令和2年8月20日

公益社団法人岡山県医師会長 殿

岡山県保健福祉部医薬安全課長

( 公 印 省 略 )

### 「岡山県難病指定医療機関指定要領」の一部改正について（通知）

本県では、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）の規定による指定医療機関の指定等については、「岡山県難病指定医療機関指定要領」に基づき実施しているところです。

このたび、様式の改正を内容とする当該要領の一部改正を行い、令和2年9月1日から施行しますので通知します。

つきましては、必要に応じて関係機関へ御周知くださいますようお願いします。

なお、当該要領及び様式については、令和2年9月1日に当課ホームページに掲載する予定（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>）ですが、事前にデータが必要な場合は、担当までメールで御連絡ください。

#### 記

##### 1 施行日

令和2年9月1日

##### 2 送付内容

- (1) 岡山県難病指定医療機関指定要領
- (2) 新旧対照表



岡山県医薬安全課特定保健対策班 担当：岡崎  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
電話：086-226-7342（直通）  
e-mail：akinori\_okazaki@pref.okayama.lg.jp

辦	專員當值	專員帶事	身會議	身會議	身會議	身會議

關山鄉農委會

關山鄉農委會農業技術推廣站



關山鄉農委會農業技術推廣站

農業技術推廣站

農業技術推廣站

## 岡山県難病指定医療機関指定要領

平成30年1月1日制定  
令和2年9月1日一部改正  
岡山県保健福祉部医薬安全課

### 第1 指定・更新の申請及び変更の届出等の事務

#### 1 指定の申請の事務

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）第35条各項に規定する申請書（以下「申請書」という。）を別紙様式1により知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知する。

#### 2 変更の届出

- (1) 指定医療機関は、その名称及び所在地その他規則第41条に定める事項に変更を生じた場合は、法第19条の規定に基づき、知事に対し、別紙様式2により変更の届出（以下「変更届出」という。）を行わなければならない。
- (2) 知事は、変更届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

#### 3 指定の更新

- (1) 法第15条第1項の規定に基づき指定医療機関の指定を更新しようとする者（以下「更新申請者」という。）は、指定医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）を別紙様式3により知事に提出しなければならない。
- (2) 上記（1）の申請の受付は、指定有効期間が満了する日の属する年度の4月1日から開始する。
- (3) 知事は、上記（1）の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式5により速やかに更新申請者へ通知する。

#### 4 指定の辞退

指定医療機関は、指定を辞退するときは別紙様式6により知事に申し出なければならない。

#### 5 指定通知の再交付

指定医療機関は、指定通知を紛失し又はき損したときは、別紙様式7により（き損のときは指定通知を添付して）知事に再交付を申請しなければならない。

#### 6 その他

- (1) 知事は、指定医療機関において患者が良質かつ適切な医療を受けられるよう、特定医療を提供する体制の整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指定医療機関への指導を行う。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申

請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

- (2) 知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定に基づき公示し、特定医療費の支給認定を受けている患者及びその保護者並びにその他関係機関等に対して、ホームページや広報を通じて広く周知する。

## 第2 審査（確認）

- 1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。
- (1) 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な特定医療が行える医療機関又は事業所であること。
- (2) 病院及び診療所にあっては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。
- (3) 薬局にあっては、同号に規定する保険薬局であること。
- (4) 同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。
- 2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）するものとする。
- (1) 申請者について、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無
- (2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無
- (3) 申請者について、「法第23条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実その他の当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、規則第36条に定める指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (4) 申請者について、「法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日（(6)において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申

出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無

- (5) 申請者について、「法第21条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第23条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無
- (6) (4)に規定する期間内に法第20条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき」の該当の有無
- (7) 申請者について、「指定医療機関の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無
- (8) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに(1)から(7)までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無
- (9) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が(1)から(7)までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無

3 審査（確認）にあたり、次に掲げる事項のいずれかの場合に該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないときに該当する場合
- (2) 申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第18条の規定による指導又は法第22条第1項の規定による勧告を受けたものであるときに該当する場合
- (3) 申請者が、法第22条第3項の規定による命令に従わないものであるときに該当する場合
- (4) (1)から(3)までに掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるときに該当する場合

## 様式1-(1)

## 指定医療機関指定申請書（病院又は診療所）

保険医療機関	ふりがな 名 称			
	所 在 地	〒 (TEL)		
	医療機関コード			
開 設 者	氏名又は名称 ※1			
	住 所	〒 (TEL)		
	生 年 月 日 ※2		職名 ※3	
標榜している診療科目				
役員の氏名及び職名	(別紙1) ※4			
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） 第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。 ※5</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p>印</p> <p>岡山県知事 殿</p>				

※1 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

※2 開設者が法人の場合は、代表者の生年月日を記載すること。

※3 開設者が個人の場合に記載すること。

※4 開設者が法人の場合に添付すること。

※5 裏面の誓約項目を確認すること。

## (誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

### 1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

#### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

### 4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

### 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

### 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

## 様式1－(2)

## 指定医療機関指定申請書（薬局）

保険薬局	ふりがな 名 称		
	所 在 地	〒 (TEL)	
	薬局コード		
開設者	氏名又は名称 ※1		
	住 所	〒 (TEL)	
	生 年 月 日 ※2		職名 ※3
役員の氏名及び職名	(別紙1) ※4		
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） 第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。 ※5</p> <p>年 月 日</p> <p>開 設 者 住 所 氏名又は名称</p> <p>印</p> <p>岡山県知事 殿</p>			

※1 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

※2 開設者が法人の場合は、代表者の生年月日を記載すること。

※3 開設者が個人の場合に記載すること。

※4 開設者が法人の場合に添付すること。

※5 裏面の誓約項目を確認すること。

## (誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

### 1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

#### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

### 4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

### 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

### 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

### 役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（  ）

氏 名	職 名	生年月日

## 様式1-(3)

## 指定医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）

訪問看護ステーション等	ふりがな 名 称		
	所 在 地	〒 (TEL)	
	訪問看護ステーション コード又は介護保 険事業者番号		
指定居宅サービス事業者  指定訪問看護事業者  指定介護予防サービス事 業者	名 称		
	主たる事務所の所在地	〒 (TEL)	
	住 所 代 表 者 生 年 月 日 職 名	住 所	
		氏 名	
		生 年 月 日	
職 名			
役員の氏名及び職名	(別紙1) ※1		
指定訪問看護事業者 指定年月日	(健康保険) (介護保険)	年 月 日 年 月 日	
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） 第14条第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。</p> <p>また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。 ※2</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 名 称 代 表 者</p> <p>印</p> <p>岡山県知事 殿</p>			

※1 開設者が法人の場合に添付すること。

※2 裏面の誓約項目を確認すること。

## (誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

### 1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

#### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

### 4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

### 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

### 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

### 役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（  ）

## 様式2-(1)

## 指定医療機関指定変更届出書（病院又は診療所）

変更のあつた年月日		年月日	
変更の前後		変更前	変更後
保険医療機関	ふりがな 名 称	<input type="checkbox"/>	
	所 在 地	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
	住 所	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
	職 名	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科目		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名及び職名		<input type="checkbox"/>	(別紙1)
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） 第19条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行います。</p> <p>年 月 日</p> <p>開設者 住所 氏名又は名称</p> <p>岡山県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

※ 変更がある事項の□の中にレ印を付すこと。

※ 「変更前」欄には全ての事項を、「変更後」欄には「変更前」から変更があった事項のみを記載すること。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（  ）

## 様式2-(2)

## 指定医療機関指定変更届出書(薬局)

変更のあつた年月日		年月日	
変更の前後		変更前	変更後
保険薬局	ふりがな 名 称	<input type="checkbox"/>	
	所 在 地	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )
	薬局コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
	住 所	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )
	生 年 月 日	<input type="checkbox"/>	
	職 名	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名及び職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)	

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
第19条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行います。

年 月 日

開 設 者  
住 所  
氏名又は名称

印

岡山県知事 殿

※ 変更がある事項の□の中にレ印を付すこと。

※ 「変更前」欄には全ての事項を、「変更後」欄には「変更前」から変更があった事項のみを記載すること。

(別紙1)

### 役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

## 様式2-(3)

## 指定医療機関指定変更届出書（指定訪問看護事業者等）

変更のあつた年月日		年月日		
変更の前後		変更前	変更後	
訪問看護ステーション等	ふりがな 名 称	<input type="checkbox"/>		
	所 在 地	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )	
	訪問看護ステーションコー ド又は介護保険事 業者番号	<input type="checkbox"/>		
指定居宅サー ビス事業者	名 称	<input type="checkbox"/>		
	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/> 〒 (TEL )	〒 (TEL )	
	指定訪問看護 事業者	住 所	<input type="checkbox"/>	
指定介護予防 サービス事業 者		氏 名	<input type="checkbox"/>	
		生年月日	<input type="checkbox"/>	
		職 名	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名及び職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)		

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）  
第19条の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行います。

年 月 日

所 在 地  
名 称  
代 表 者

印

岡山県知事 殿

※ 変更がある事項の□の中にレ印を付すこと。

※ 「変更前」欄には全ての事項を、「変更後」欄には「変更前」から変更があった事項のみを記載すること。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

## 様式3-(1)

## 指定医療機関指定更新申請書(病院又は診療所)

保険医療機関	ふりがな 名 称	
	所 在 地	〒 (TEL)
	医療機関コード	
開 設 者	氏名又は名称 ※1	
	住 所	〒 (TEL)
	生 年 月 日 ※2	
	職 名 ※3	
標榜している診療科目		
役員の氏名及び職名		(別紙1) ※4

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。  
また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※5

年 月 日

開 設 者  
住 所  
氏名又は名称

岡山県知事 殿

印

- ※1 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。
- ※2 開設者が法人の場合は、代表者の生年月日を記載すること。
- ※3 開設者が個人の場合に記載すること。
- ※4 開設者が法人の場合に添付すること。
- ※5 裏面の誓約項目を確認すること。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（  ）

氏 名	職 名	生年月日

## 様式3-(2)

## 指定医療機関指定更新申請書(薬局)

保険薬局	ふりがな 名 称	
	所 在 地	〒 (TEL)
	薬局コード	
開設者	氏名又は名称 ※1	
	住 所	〒 (TEL)
	生年月日 ※2	
	職 名 ※3	
役員の氏名及び職名	(別紙1)※4	

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。

また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※5

年　月　日

開設者

住所

氏名又は名称

印

岡山県知事 殿

※1 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

※2 開設者が法人の場合は、代表者の生年月日を記載すること。

※3 開設者が個人の場合に記載すること。

※4 開設者が法人の場合に添付すること。

※5 裏面の誓約項目を確認すること。

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（                        ）

## 様式3-(3)

## 指定医療機関指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）

訪問看護ステーション等	ふりがな 名 称		
	所 在 地	〒 (TEL)	
	訪問看護ステーションコー ド又は介護保険事 業者番号		
指定居宅サー ビス事業者  指定訪問看護 事業者  指定介護予防 サービス事業 者	名 称		
	主たる事務所の所在地	〒 (TEL)	
	代表者	住 所	
		氏 名	
		生年月日	
職 名			
役員の氏名及び職名	(別紙1) ※1		
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号） 第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※2</p> <p>年 月 日</p> <p>所 在 地 名 称 代 表 者</p> <p>印</p> <p>岡山県知事 殿</p>			

※1 開設者が法人の場合に添付すること。

※2 裏面の誓約項目を確認すること。

## (誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

### 1 第1号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 2 第2号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

### 3 第3号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

#### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

### 4 第4号関係

申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 5 第5号関係

申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 6 第6号関係

第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

### 7 第7号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

### 8 第8号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する。

### 9 第9号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。

(別紙1)

役員の氏名及び職名

申請者（法人）名（ ）

様式4－(1)  
(指定医療機関の指定)

医 藥 第 号  
〇〇 年 月 日

〇〇〇〇 殿

岡山県知事 〇〇 〇〇

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の  
規定による指定医療機関の指定について

〇〇年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、〇〇年 月 日付けをもって指定します。

なお、この指定にあたっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであることを御了知ください。

- 1 名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、〇〇年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

様式4－(2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

医薬 第 号  
〇〇 年 月 日

〇〇〇〇 殿

岡山県知事 〇〇 〇〇

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第1項の規定による指定医療機関の指定について

〇〇年 〇〇月 〇〇日付けで申請のあったことについては、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので御了知ください。

名 称	理 由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡山県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式5－(1)

(指定医療機関の更新)

医薬 第 号  
〇〇 年 月 日

〇〇〇〇 殿

岡山県知事 〇〇 〇〇

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の規定による指定医療機関の更新について

〇〇年 月 日付け申請について、その内容を審査した結果、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、〇〇年 月 日付けをもって更新します。

なお、この更新にあたっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであることを御了知ください。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第19条及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第35条に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第15条の規定に基づき、〇〇年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第437号）により特定医療の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

様式5－(2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

医薬 第 号  
〇〇 年 月 日

〇〇〇〇 殿

岡山県知事 〇〇 〇〇

難病の患者に対する医療等に関する法律第15条第1項の規定による指定医療機関の更新について

〇〇年 月 日付けで申請のあったことについては、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので御了知ください。

名 称	理 由

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に岡山県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は県知事となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 様式6

## 指定医療機関指定辞退申出書

種 別 (いずれかに○)	1 病院・診療所      2 薬局      3 指定訪問看護事業者等	
医療機関等	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL )
	コ ー ド ※1	
開設者	氏名又は名称 ※2	
	住 所	〒 (TEL )
辞 退 理 由		
辞 退 年 月 日		

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第20条の規定により、指定医療機関の指定を辞退します。

年 月 日

開 設 者  
住 所  
氏名又は名称

印

岡山県知事 殿

※1 病院・診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業者番号を記載すること。

※2 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

## 様式7

## 指定医療機関指定通知再交付申請書

種別 (いずれかに○)	1 病院・診療所      2 薬局      3 指定訪問看護事業者等	
医療機関等	名 称	
	所 在 地	〒 (TEL )
	コ ー ド ※1	
開設者	氏名又は名称 ※2	
	住 所	〒 (TEL )
再交付を申請する理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損 ※3 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
岡山県指定医療機関指定要領第1の5の規定により上記のとおり申請します。		
年 月 日		
開設者 住 所 氏名又は名称		
岡山県知事 殿		

※1 病院・診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業者番号を記載すること。

※2 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

※3 き損の場合は、指定通知を添付すること。



岡山県指定医療機関指定要領一部改正 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
岡山県難病指定医療機関指定要領	岡山県難病指定医療機関指定要領	岡山県難病指定医療機関指定要領 岡山県保健福祉部医薬安全課
平成30年1月1日制定 <u>令和2年9月1日一部改正</u> 岡山県保健福祉部医薬安全課	平成30年1月1日制定 岡山県保健福祉部医薬安全課	
第1、第2 略 様式第1－(1)～様式第2－(3) 略	第1、第2 略 様式第1－(1)～様式第2－(3) 略	

## 様式3－(1)

## 指定医療機関指定更新申請書（病院又は診療所）

## 様式3－(1)

## 指定医療機関指定更新申請書（病院又は診療所）

保険医療機関名	ふ り が な 称 <input type="text"/>	開設者者名	ふ り が な 称 <input type="text"/>
保険医療機関所在地	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td>開設者住所</td> <td>〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> </td>	開設者住所	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/>
医療機関コード	<input type="text"/>	医療機関コード	<input type="text"/>
氏名又は名称※ <u>1</u>	<input type="text"/>	氏名又は名称※ <u>2</u>	<input type="text"/>
住所	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td>開設者者生年月日</td> <td>〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> </td>	開設者者生年月日	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/>
生年月日※ <u>2</u>	<input type="text"/>	役員の氏名及び職名	<input type="text"/>
職名※ <u>3</u>	<input type="text"/>	標榜している診療科目	<input type="text"/>
標榜している診療科目	<input type="text"/>	役員の氏名及び職名	<input type="text"/>
役員の氏名及び職名	(別紙1)※ <u>4</u>	（別紙1）※ <u>5</u>	
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいすれにも該当しないことを誓約します。※<u>5</u></p> <p>年　月　日　開設者者印 開設者者名 岡山県知事 殿</p>			

変更の前後		※1	※2	変更前	変更後
保険医療機関名	<input type="text"/>	ふ り が な 称 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
保険医療機関所在地	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td>開設者者住所</td> <td>〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </td>	開設者者住所	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
医療機関コード	<input type="text"/>	医療機関コード	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏名又は名称※ <u>1</u>	<input type="text"/>	氏名又は名称※ <u>2</u>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住所	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td>開設者者生年月日</td> <td>〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </td>	開設者者生年月日	〒 <input type="text"/> (TEL) <input )<="" td="" type="text"/> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生年月日※ <u>2</u>	<input type="text"/>	役員の氏名及び職名	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
職名※ <u>3</u>	<input type="text"/>	標榜している診療科目	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
標榜している診療科目	<input type="text"/>	役員の氏名及び職名	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
役員の氏名及び職名	(別紙1)※ <u>4</u>	（別紙1）※ <u>5</u>			
<p>上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。 また、同法第14条第2項の規定のいすれにも該当しないことを誓約します。※<u>6</u></p> <p>年　月　日　開設者者印 開設者者名 岡山県知事 殿</p>					

※1 直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項の□の中に印を付すこと。  
※2 なお、「変更前」欄には全ての事項を、「変更後」欄には「変更前」から変更があつた事項のみを記載すること。

※3 開設者が法人の場合は、代表者の職氏名まで記載すること。

※4 開設者が法人の場合に記載すること。

※5 開設者が個人の場合に記載すること。

※6 基面の誓約項目を確認すること。

(中略)

様式3-(2)

## 指定医療機関指定更新申請書(薬局)

様式3-(2)

## 指定医療機関指定更新申請書(薬局)

保険薬局所名	ふりがな ふりがな 称	変更後※1	変更前※1	変更後※1
保険薬局所在地	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)
開設者者氏名又は名称※1				
開設者者住所	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)
開設者者生年月日	生年月日※2	生年月日※3	生年月日※3	生年月日※3
開設者者職名	職名※3	職名※4	職名※4	職名※4
登録員の氏名及び職名	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。  
また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※5

年 月 日 開設者登録印  
住所 氏名又は名称

岡山県知事 殿

変更後※1	変更前※1	変更前※1	変更後※1
保険薬局所名	ふりがな ふりがな 称	変更後※1	変更後※1
保険薬局所在地	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)
開設者者氏名又は名称※1			
開設者者住所	〒 (TEL)	〒 (TEL)	〒 (TEL)
開設者者生年月日	生年月日※2	生年月日※3	生年月日※3
開設者者職名	職名※3	職名※4	職名※4
登録員の氏名及び職名	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4	登録員の氏名及び職名※4 (別紙1)※4

上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)  
第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたく申請します。  
また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※5

年 月 日 開設者登録印  
住所 氏名又は名称

岡山県知事 殿

※1 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中に入力印を付すこと。  
※2 「変更前」欄には全ての事項を、  
※3 「変更後」欄には「変更前」から変更が  
※4 あった事項のみを記載すること。  
※5 開設者が法人の場合、代表者の職氏名まで記載すること。  
※6 開設者が法人の場合、代表者の生年月日を記載すること。  
※7 開設者が個人の場合に記載すること。  
※8 開設者が個人の場合に記載すること。  
※9 開設者が法人の場合に記載すること。  
※10 補足欄に記載すること。

※1 直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中に入力印を付すこと。  
※2 「変更前」欄には全ての事項を、  
※3 「変更後」欄には「変更前」から変更が  
※4 あった事項のみを記載すること。  
※5 開設者が法人の場合、代表者の職氏名まで記載すること。  
※6 開設者が法人の場合、代表者の生年月日を記載すること。  
※7 開設者が個人の場合に記載すること。  
※8 開設者が個人の場合に記載すること。  
※9 開設者が法人の場合に記載すること。  
※10 補足欄に記載すること。

印

(中略)

様式3-(3)

## 指定医療機関指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)

様式3-(3)

## 指定医療機関指定更新申請書(指定訪問看護事業者等)

役員の氏名及び職名	(別紙1)※1	
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたいことを誓約します。また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※2		
年月日	所在地 名称 代表者 印	
岡山県知事 厳		
※1 開設者が法人の場合に添付すること。 ※2 裏面の誓約項目を確認すること。		

変更の前後		※1	変更前	変更後
ふりがな 名	ふりがな 称	<input checked="" type="checkbox"/>		
所在 地	(TEL)	<input checked="" type="checkbox"/>		
訪問看護ステーション等				
訪問看護介護保険事業者番号	ト又は介護保険事業者番号	<input checked="" type="checkbox"/>		
名 称		<input checked="" type="checkbox"/>		
指定居宅サービス事業者 主たる事務所の所在地	(TEL)	<input checked="" type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者 住所	住所	<input checked="" type="checkbox"/>		
氏名	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>		
生年月日	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>		
職名	職名	<input checked="" type="checkbox"/>		
役員の氏名及び職名	(別紙1)※1		(別紙1)※2	
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条第1項の規定に基づき指定医療機関として指定を更新されたいことを誓約します。また、同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。※2				
年月日	所在地 名称 代表者 印			
岡山県知事 厳				
※1 開設者が法人の場合に添付すること。 ※2 裏面の誓約項目を確認すること。				

※1 直近の申請(変更届出含む)から変更がある事項の□の中にレ印を付すこと。  
※2 「変更前」欄には全ての事項を、「変更後」欄には「変更前」から変更された事項のみを記載すること。※2 開設者が法人の場合に添付すること。  
※3 裏面の誓約項目を確認すること。

(後略)

(後略)